

特定建築物等定期報告(報告対象と報告時期)

用途		規模 (いずれかに該当するもの) A:当該用途の床面積	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火
A	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・客席部分のA≥200㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) ・主階が1階にないもの(劇場・映画館・演芸場)(※) ・A>300㎡(劇場・映画館・演芸場・観覧場) 	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○		
B	ホテル、旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・2階のA≥300㎡ ・地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつA>300㎡ 		○	○		○	○		○	○		○	○		○	
C	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階に当該用途があるもの(※) ・2階のA≥300㎡ ・階数が3階以上、かつA>300㎡ 		○	○		○	○		○	○		○	○		○	
J	有床診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が3階以上、かつA>300㎡ <p>上記規模以外で、床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象</p>		○	○		○	○		○	○		○	○		○	
D	百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗、展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・2階のA≥500㎡ ・A≥3,000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) ・地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつA>1,000㎡(展示場を除く) 	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	
I	飲食店等(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・2階のA≥500㎡ ・A≥3,000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) 		○	○		○	○		○	○		○	○		○	
L	就寝用福祉施設(※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・2階のA≥300㎡ <p>上記規模以外で、床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象</p>		○	○		○	○		○	○		○	○		○	
M				○	○		○	○		○	○		○	○		○	
N	体育館、博物館、美術館等(※3)	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階のA>100㎡(※) ・A≥2,000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) 		○	○		○	○		○	○		○	○		○	
E	共同住宅(小倉北区)	<ul style="list-style-type: none"> ・5階以上に当該用途 	○	(※4)			(※4)		(※4)		(※4)		(※4)		(※4)		
F	共同住宅(門司、小倉南、戸畑区)					○											
G	共同住宅(若松、八幡東、八幡西区)					○											

(※) 上記の用途・規模で、かつ建築基準法第6条第1項第一号に該当する建築物が定期報告の対象

(※1) 飲食店とは、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店及び飲食店の用途に供する建築物。

(※2) 就寝用福祉施設とは、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の事業所(利用者の就寝用に供するものに限る。))。

(※3) 体育館、博物館、美術館等には、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場を含む。

(※4) 共同住宅における建築設備及び防火設備は、報告対象として北九州市建築基準法施行細則第10条で指定されていないため、報告不要。